島根県公共事業環境配慮指針実施要領

（目的）

第１　この要領は、島根県公共事業環境配慮指針（以下「指針」という。）に基づく環境配慮の実施状況を評価するうえで、必要な事項を定める。

（指針の運用）

第２　指針の対象事業を計画・実施する機関（以下「実施機関」という。）は、調査・計画、設計、実施の各段階で、事前に事業別環境配慮指針に基づき環境配慮個別評価表（様式第１号の１～３）を作成し、個別配慮事項を設定する。

　２　複数事業種類から構成される事業は、必要な個別配慮事項を適宜追加して行う。

（特記仕様書等への反映）

第３　指針に基づき決定した環境配慮の内容については、特記仕様書等に明記し、確実な実施を図る。

（評価の主体）

第４　実施機関は調査・計画、設計及び実施の各段階が完了したとき、第２で作成した環境配慮個別評価表に実施状況を記入し、その写しを本庁の各事業担当課長（以下「事業担当課長」という。）へ提出する。

　２　事業担当課長は事業の種類毎に、「環境配慮事業別評価一覧」（様式第２号）及び「環境配慮事業別評価表」（様式第３号）を作成し、その達成状況を評価する。